

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第2日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年6月3日（令和6年5月23日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年6月7日（金） 午前9時30分
 散会 午前10時11分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 寛	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	野田 佳文	4 番	日高 八重美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和6年第6回邑南町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月7日（金）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第70号 邑南町税条例の一部改正
- 日程第3 議案第71号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正
- 日程第4 議案第72号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正
- 日程第5 議案第73号 邑南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正
- 日程第6 議案第74号 邑南町研修施設条例の一部改正
- 日程第7 議案第75号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正
- 日程第8 議案第76号 邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止
- 日程第9 議案第77号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第10 議案第78号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第2号
- 日程第11 議案第79号 令和6年度邑南町国民健康保険事業
特別会計補正予算第1号
- 日程第12 議案第80号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計補正予算第1号
- 日程第13 議案第81号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第1号

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和6年6月7日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。なお、日程に入ります前に申し上げます。暑いと思われましたら、上着のほうはお取りいただいて結構でございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。3番野田議員。4番日高議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 議案第70号）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。議案第70号邑南町税条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3 議案第 7 1 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3。議案第 7 1 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4 番。

●石橋議長（石橋純二） はい、4 番日高議員。

●日高議員（日高八重美） おはようございます。よろしくお願いします。国保のことでは総務教民常任委員会資料の、町ー 1 2 ページというところに、保険税の算出資料というのが掲載されてますが、それによると令和 6 年度の 1 人当たりの調定額は、7 万 3 8 1 円。世帯当たりでは、9 万 7, 0 0 0 円。去年は 1 人当たりの調定額は、5 万 9, 0 0 0 円。世帯当たりが、8 万 3, 0 0 0 円ということで、去年に比べると 1 人当たりの調定額は 1 9 % 上がってます。世帯当たりでも 1 6 % 上がってます。今物価高騰でいろんな物価が上がったりして大変な時期ではありますけど、この国保料をもう少し下げるところでの手立てとしての基金の活用とかそういうことは、考えられないでしょうか。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 基金の活用についてでございますが、現在、基金 7, 0 0 0 万円保有するのが、国保の運協の中でも妥当だということで、この 7, 0 0 0 万については、県の納付金が上がった時の対応で 2, 0 0 0 万。所得が上昇した時の対応で 2, 0 0 0 万。県内統一化というところで、そこに対応するために、その時には税率がもっと上がるということが考えられますので 2, 0 0 0 万。予備として 1, 0 0 0 万ということで、運協の中ではそういった考え方で基金を持って税率を決めておりますけれども、今回 7, 0 0 0 万っていうところを切る形での税率の算定になっております。今後この 7, 0 0 0 万ということの考え方を少し考えていったところで基金をもう少し投入していくところでは、検討する余地はあるとは思われますが、これも国保の運営協議会の中で検討をしていきたいと思っておりますので、現在のところはこれで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 国保は助け合いとかではなくて、社会保障の一環であると思います。国の制度である限り、町独自で何かをしようとするのは大変なことではあると思うんですけど、国の施策から町民の暮らしを守るという意味では、町が防波堤にならないといけない部分もあると思いますので、今後基金の使い方については検討されるということでもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはございませんか。無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 議案第 7 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4。議案第 7 2 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 議案第 7 3 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 5。議案第 7 3 号 邑南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 6 議案第 7 4 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 6。議案第 7 4 号 邑南町研修施設条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 7 議案第 7 5 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 7。議案第 7 5 号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8 番。

●石橋議長（石橋純二） はい、8 番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 委員会の時に聞き漏らしておったんですが、今回基金条例の中で瑞穂という施設の名称をまず削除する。そうすると、今後できるかどうかはわかりませんが、仮に新しく道の駅ができた時も、全てこの基金が適用されるのかどうかということ。それから、基金条例のほうを見ますと、年度予算を組んで積立てをしていくとなっているんですが、近年この積立てられたということがあったのかどうか。仮に無かったとすれば、なぜ積立てをする必要が無かったのか。それとあと出ますが議案の 7 7 号では、名称が明記してありますけど、ここで名称を削除するというのがなんとなくちぐはぐになっているようにもとれるんですが、そのあたりの見解をお願いいたします。

○小笠原産業支援（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）　　まず近年の積立て状況でございますが、ここ近年の実績を持ち合わせておりませんので、また後ほど答えさせていただけたらと思います。現在の残高につきましては、六百万円余りの残高があると承知をしております。これにつきましては、また後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。それと道の駅瑞穂の基金につきましては、基本的には新しい新道の駅の基金に引き継ぐことを前提として、この度改正をさせていただいたところでございます。道の駅の名称につきましても邑南の里に変わるということでございますが、また、名称の変更というものが今後可能性としてないことはないということも考慮しまして、基本的には邑南町で指定管理をする保有をする道の駅に対して引き継ぐということでございますので、これまで旧道の駅瑞穂であったものに対しましては、新しい道の駅につきましては瑞穂という名称を削除して、道の駅というところで位置づけて、それに引き継いだということにさせていただいたところでございます。それと基金につきましては、毎年基金は積み立てられた結果として、先ほど申し上げました六百万円余りの基金が積み立てられている状況でございます。基金の財源としましては、指定管理者であります産直市の企業組合のほうからの納付金を積み立てられたという内容でございます。現在は、先ほど道の駅邑南の里のお話をさせていただきましたけども、邑南の里の名称が変わる可能性がありながらも、現在のところは道の駅としては邑南の里のみを想定をして、道の駅条例とさせていただいたところでございます。

●石橋議長（石橋純二）　　暫時休憩いたします。

—— 午前 9時 42分 休憩 ——

—— 午前 9時 43分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二）　　再開をいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）　　議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）　　もう一度説明をさせていただき直しますと、今回の基金条例の基金を引き継ぐ先につきましては、今から議案第77号で出てまいります

邑南町道の駅条例に基づいた道の駅。具体的には、道の駅邑南の里に対してに資する基金に引き継ぐということを想定して出させていただいたものでございます。それで、今後別の道の駅がということがあった場合にはまたその際に協議をさせていただいて、皆さんにお諮りをさせていただくようになろうかと考えております。それと、77号の質問のところもう一度確認をさせていただけたらと思いますが。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●石橋議長（石橋純二） はい、8番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 今あったんですが、77号では邑南の里という名称それから住所も明記しておきながら、現行の基金のほうだけなぜ消すのか。名称を消さなければいけない理由はないと思うんですよ。仮に消すということになれば邑南の里以外に、今後、例えばどこかに規模の大小には関わらず道の駅ができた場合には、そこも対象とするような包括的な考えを持って消すのなら納得もできるんですが。基金条例とあと出てくるぶんとのちぐはぐがちょっと理解できなかったもので、質問したところです。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） のちに出てきます、77号道の駅邑南の里に関する条例につきましては、この条例名からも邑南の里は外させていただいております。それは現在邑南町として設置する道の駅は、邑南の里のみであることを前提にそのような条例の立て付けにさせていただいているところもあるからでございます。ただ、道の駅の名称を条例の中に登録しないといけないということで、邑南の里と住所番地も記載をさせていただいたところでございます。それで、現在今のようにおおなんの里のみを道の駅として位置づけておりますので、前提ですので、その邑南の里に対する基金の引継ぎということでございますけれども、また後年別の道の駅ということになりましたら、条例名若しくは条例の条項、それと基金がこの一つだけでいいのか、又は複数設置すべきなのかどうかということも含めまして、また後々協議をしてお諮りをするということになろうかと考えております。以上でございます。

●宮田議員（宮田博） 議長、８番。

●石橋議長（石橋純二） はい、８番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） いや、ちょっと理解できないんですが。邑南の里っていうことに名称も限定しておるんであれば、なんで基金だけを外さなければならないのか。従来のとうにあってもしかりじゃないんですか。疑問がわいたのは、ひょっとしたらまたどこかにできたところへもこの基金条例の摘要がしたいから、これは名称は外したのかなという臆測を持ったわけです。そうでなかったら、その時点でまた新しくできたところも包括しますよと言ったなら、その時に変えても特に問題はない。この７５号では、道の駅瑞穂から邑南の里への名称だけを変えれば済むことじゃないのかなと。それとさっき答弁の中で納付金の話が出ましたが、納付金をもって基金を積み立てるっていうところが、私は無かったように思うんです。勘違いなら失礼します。年度当初に予算を計上して基金を積み立てるという条項になっていたように記憶しております。納付金でずっときとるのか、これ以上監査委員として言えない部分がありますので申し上げられませんが。そのあたりが不明確かなという気がいたします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 議案第７５号の基金の条例名については先ほど産業支援課長も説明いたしました、今回議案第７７号の道の駅の設置条例の中で、条例名の中には邑南の里という名称を使用しておりません。基本的には、前提として邑南町にある道の駅は現在のところは邑南の里一つという前提で作成しておりますので、議案第７７号の条例名に合わせて７７号の邑南町道の駅続く現在瑞穂でございますが、具体的な施設名はここから落として条例の体裁として統一をしたという考えで現在しております。将来、邑南町にもう一つ道の駅ができた段階におきましては、例えばその場合また基金も設置するということになりますと、改めて条例の名前あるいは条例の構成等をしっかりと区分ができるよう整理をしていきたいと考えております。それから基金のことでございますが、これは、先ほど申しましたように企業組合からの納付金相当額を積み立てております。予算におきましては、積立金の財源として企業組合の納付金を財源に充てているところでございます。以上です。

●宮田議員（宮田博） もうだめでしょ。いいですか。

●石橋議長（石橋純二） 議長として許可をします。

●宮田議員（宮田博） 議長、８番。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ７７号になってから言っても議論が余計かみ合わないかもしれませんが、確かに７７号の条例には、条例のタイトルには名称は付いておりませんが、条文の中にあるんですよ第２条ですか。名称は、道の駅邑南の里とするっていう名称は限定してるんですよ。だから７５号のほうの基金のほうも限定をすべきじゃないかという疑念があったんです。それは運営上に大きな問題はないと思います。申し上げたかったのはそこなんです。タイトルには確かに名称はないが、中にあるんですよ。そのことを申し上げとるんです。以上です。

●石橋議長（石橋純二） はい。ほかにはございませんか。無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 8 議案第 76 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 8。議案第 76 号邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 9 議案第 77 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。議案第77号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、10番。

●石橋議長（石橋純二） はい、10番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 先ほど宮田議員言われた話で、担当課長から説明があったんですけど、この条例の解釈、僕は全く違う反対でしてあくまでも一般的な道の駅としての施設条例、その中に邑南の里っていうのがありますよっていう解釈をしてたので、先ほどの基金についても、今後道の駅が増えようが何しようが、全体の基金ですよっていうイメージだったんです。その原因は邑南町研修施設条例ってあって、邑学館を建てて、第二邑学館、第三邑学館ってできたときも、研修施設条例で施設が増えれば施設の名称と位置を足していったので。その感覚でいくと、この条例は邑南の里だけの条例っていう理解ができないです。このままだと、多分執行部も議員もあと時代によって解釈が全く違ってくると思うんです。邑南の里の条例であれば、今までどおり道の駅邑南の里の設置及び管理に関する条例って書けば何ら問題は無いと思うし、新しくできればまたそれを付けければいいと思う。多分いろんなのを見て足してやったらこうなっちゃったんだけど、多分解釈が違う気がするんですけどっていうのが一つ。それと、あくまでも邑南の里の個別に関する条例だと言って言うのであれば、事業として第3条に書いてあるけど、これ一般論なんですけど邑南の里のもう1個の目的は12公民館をつなぐ役割っていうのがあって、それも委員会資料等に出てるんですけど、邑南の里の条例であればそういう役割もきちっと明記しなければ、12公民館をつなぐっていう本来の目的が担保されないんですが、その点はどうか教えてください。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩いたします。

—— 午前 9時 55分 休憩 ——

—— 午前 9時 57分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） まず、条例名に関してでございますけれども、条例の体系等のこともございますけれども、既存の条例等にならしましてつくった内容でございます。先ほども申し上げましたとおりこの条例については、現時点では邑南の里の一施設のみを想定して条例を制定させていただいたものでございますので、そのように御理解をいただけたらと思っております。それと、先ほどの12公民館をつなぐという道の駅の目的でございますけれども、第3条に、この道の駅の位置づけ事業が書いてございます。12公民館をつなぐということにつきましては、そういった具体的な事業というよりも、この道の駅のコンセプトというか理念的なところでございます。そういったところにつきましては、条例に書くにはなかなか難しい面もあるということもございまして、理念は理念としてそれは事業として引き継いでいくというところでこちらのほうは考えておりまして、ここの条例のところには具体的には明記はしなかったというところで御理解をいただけたらと思っております。以上でございます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） はい、10番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 一般の道の駅の設置条例として記載してあるんですよっていうことであれば別にこれでよくて、理念とか12公民館をつなぐっていうのは書いてなくてもいいかなとは思ったんです。あくまでも邑南の里を想定しているんだよであれば、第1条の設置目的からそういうことをきちっと明記していけば、邑南の里だけの条例にすればいいと思うけど、一般的なことを書きながら想定は邑南の里って言われてしまうと、理念はきちっと条例に書かないと引き継ぐことができないので、それが抜けているってことは問題だと思うんです。その前の基金条例もそうですけど、結局執行部が思っていることと解釈することは違いますよって話なんです。一般的な道の駅条例なのか。基金にしても一般的な基金として道の駅ができれば全体に使うのか。邑南の里だけのものであるっていう解釈は、そこで成り立たないんだと思うんです。条例は約束なので。お互い解釈が一緒にならないといけないと思うんです。解釈がお互いに違って、説明して理解してくださいっていう条例では困ると思うんですけど、現時点で多分僕だけが違うのか、議員の中がみ

んな一致かどうか別ですけど。この条例を読んで邑南の里だけのためのものである。基金も邑南の里だけのものであるって言える根拠はどこを見ればいいのか。逆に言うと、さっき言った邑学館のように、ここ第2条に足していくことはできるわけですよ、新しい施設ができれば。だから、道の駅全般の条例である解釈。僕はしますけど、邑南の里だけのためのものであるっていうのは、どこで担保するかももう一度教えてください。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩いたします。

—— 午前 10時 01分 休憩 ——

—— 午前 10時 02分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 先ほどの12公民館をつなぐという理念的なところにつきましてはあくまでも理念でございますので、そういったところで条例には落とし込まなかったということでございます。この条例において、また別の道の駅を追加していけるような立て付けを最初から想定をしているのではないかと、というところにつきましてはこの条例の後段にも出てきます、利用料も含めて全て現在のこれから予定しております新しい道の駅邑南の里を想定した内容を記載したものでございます。そういった意味でこの内容を御理解いただいて、また新たな道の駅ということがもし仮に出た場合につきましては、事業の内容も含めて目的も含めて、また先ほども言いました利用料等も含めまして、全てがまた違う仕様のものが出てくる可能性も高いということでございます。そういった全体を見てまた皆さんにお諮りするようなことになろうと思いますので、これが今後出てくる全てに共通するものであるという想定は、今してございません。あくまでも邑南町の道の駅という御理解の元で、この内容について御理解をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●大屋議員（大屋光宏） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） はい、10番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 理念を書くか書かないかって、書いていいかどうかって議論をしても仕方ないので、最後なので条例の名前に邑南の里を入れることと入れないことの差はなんなのか。基金条例もそうですけど、どちらも外すのかどちらも入れるのかって言った時に、どこに入れることに何らかの差し障りがあったのか。どういう判断をして両方入れなかったかの経緯だけ教えてください。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 条例名に個別の名称を入れなかった経緯でございますけれども、町内の各種の施設条例も参考にさせていただきましたし、具体的には近隣の道の駅の条例を参考にさせていただいた中で、個別の名称を入れる事例っていうのがほとんど無かったということもございまして、それでこういう条例の立て付けというか体系にさせていただいたところで御理解いただけたらと思います。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●石橋議長（石橋純二） はい、8番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 前段に申し上げました基金との絡みもあるんですが、他の施設他県かどうかはわかりませんが、入れなかったうんぬんがあるんです。仮に、ここに書いてある条例の中身っていうのは、もう完全に道の駅邑南の里にほとんど特化したことしか無いんですよ。仮に違った形態の道の駅ができたとしたときには、当然それに合う条例ってものを決めていかなければいけない。基金の75条の分についてもそのへんが非常にちぐはぐだから質問をしたんです。なんで、名称をかたや外す、かたや中に条項で入れる。そんなこと自体が、どっちかいうと理解しにくくなるんじゃないかなと。申し上げたようにこの条例っていうのは、もう邑南の里っていう条例名を入れてしまって、もし今後

できたんであれば恐らく中身が全部違う。同じようなものはまずできないと思いますので、それに合うような条例を定めるっていうことが、運用上しやすいんじゃないかなという気がいたしますが、どうですか。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 条例名のことについて、いろいろ御意見をいただいております。先ほども話がありましたが、この条例の解釈が見る人によっていろいろあってはならないということは承知をしております。それで、今回の議案第75号、議案第77号につきましては邑南町道の駅邑南の里を、邑南町の道の駅については一つということを前提に作成をしております。いろいろ近隣の状況などの条例の設置形態なども含めて、条例名あるいは構成などを作成しております。あくまで一つの道の駅ということを前提に作成しておりますので、ここらへんの理解については皆さん統一をして持っていただけるのではないかとということで、今回この議案を上程をしております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。無いようですので、質疑はこれで終わります。

●石橋議長（石橋純二） 引き続き行います補正予算の質疑に関しましては、あらかじめページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

#### （ 日程第10 議案第78号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第10。議案第78号令和6年度邑南町一般会計補正予算第2号、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 1 議案第 7 9 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 1。議案第 7 9 号令和 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 2 議案第 8 0 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 2。議案第 8 0 号令和 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 3 議案第 8 1 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 3。議案第 8 1 号令和 6 年度邑南町水道事業会計補正予算第 1 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 散会宣告 )



●石橋議長（石橋純二）　　以上で本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午前 10時 11分 散会 ——